

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等の改訂について

令和元年4月より、特定技能の在留資格に係る制度の運用が開始され、建設分野における特定技能については、19の業務区分に分けられて運用されていたところです。

これについて、今般、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」において、現行の19の業務区分を「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3区分に統合されること等を内容とする改正が行われました。

これを受けて、下記に示す告示や各種要領等においても、別添のとおり、業務区分の統合に係る改正がなされ、加えて、区分統合に係る必要な様式の改正や認定事務の円滑化に必要な所要の改正等がなされましたので、通知いたします。

- ・『建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針』に係る運用要領
- ・「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」
- ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」

なお、今般の業務区分の統合に伴い、既に特定技能1号の在留資格を有している者（本通知発出時点で建設特定技能受入計画を申請中の者を含む）については、自動的に区分統合後の新たな業務区分に振り分けられますので、現場管理の責任を有する元請企業においては、「外国人建設就労者等建設現場入場届出書」の確認にあたり、別紙のとおり、業務区分の読み替えを行い、円滑な現場入場にご協力ください。

また、令和4年9月中旬以降に、関係団体・企業向けに制度改正のオンライン説明会を予定しておりますので、是非、ご参加ください。